

令和4年度 第2回大島町農業委員会総会議事録

令和4年度定例大島町農業委員会が、令和4年5月24日（火）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長
大原昭仁 農業係長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

日程第1：農地の権利移動の許可について

日程第2：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について

日程第3：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 それでは、令和4年度第2回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、欠席委員は0名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中2名参加して頂いています。ありがとうございます。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は10番委員と1番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指

名いたします。それでは日程第1、「農地の権利移動の許可について」について議案第5号上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局(青木) 農地の権利移動の許可について、議案第5号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲番地、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲番地▲、□□▲号、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲番▲、同じく□□▲番▲、面積は▲平方メートル、▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、野菜類、イモ類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者2名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は□□から□□へ向かい、□□を□□方面に曲がり、道なりに▲m程進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。はい、8番。

中山委員 8番、中山ですが、私から補足説明をさせていただきます。議案第5号、〇〇さんからの農地法3条の農地の権利移動について。地番、□□▲番▲の許可申請についての補足説明をいたします。令和4年5月21日地元委員2番、向山さん。9番、中村さん。8番の私、中山。3委員と申請者〇〇さん、事務局大原さんの5名にて現地確認、調査、見回りをいたしました。その結果3委員共申請通り異議なしと認めましたので各委員の方々も不耕作地解消のためとのことでもありご審議の上よろしくお願ひ申し上げます。申請地内については街灯と倉庫が1棟建っております。申請地の周りは椿の木、竹、雑木の木に覆われる防風林となっております。申請地内は何十年も不耕作放棄地となっており山林化しており農地利用状況調査は荒廃地です。他家庭用水道管は完備されており農業用水道は埋設されております。土地については平坦で日照時間も長く海岸からは離れておりますので塩害の被害もありません。近隣への雨水、土砂、等の流出も土手になっており考えられません。申請地は全体の面積のほとんどが木に覆われる山林となっております。将来は少しずつ伐採し、開墾、耕運して野菜、イモ類等を栽培する予定とのことです。申請の近隣状況といたしまして申請地は農振の畑です。北側については農振で畑です。東側については農振で普通畑です。南側については農振で畑です。西側については農振で普通畑です。申請場所については先ほど事務局の説明いたしました通りでございます。以上で終わります。

向山議長 ありがとうございます。この件に関しまして何か質問がある人は番号と挙手をお願いします。

笠間委員 はい、5番。

向山議長 はい、5番。

笠間委員 この譲受人はもうすでに農業経営はやっているのですか。

向山議長 〇〇さんはね、自分で畑をやっている。自分の住宅も一緒に下限面積はクリアしている。面積がね。それでここはまだ今から手を付ける。

笠間委員 ありがとうございます。

向山議長 他に何かありませんか。

- 山本委員 はい、10番。
- 向山議長 はい、10番。
- 山本委員 あの、この線が赤く囲ってある部分は。
- 中山委員 宅地になっています。
- 事務局(青木) なのでここが、範囲外になっています。
- 笠間委員 宅地というのは家が建てるってことですか。
- 中山委員 家が建っています。
- 事務局(青木) 家が建っております。
- 笠間委員 今誰か住んでいるんですか。
- 中山委員 今は空き家です。
- 山本委員 住んでない。
- 中村委員 つい最近まで住んでいたのですが。
- 笠間委員 もう家も全部土地も一緒にということですか。赤いところから抜かれている家も。
- 向山議長 いいですか。ちょっと説明します。ここは住んでいた人が亡くなって彼は所帯も持っていないし相続に引かかるは□□の方にいる兄貴だけです。その兄貴が自動的に財産を相続ですね。相続する人がその人しかいないので、□□さんが有償で譲受をするわけです。それで、この家は家でもう宅地になっているからいいのですよね。今回の申請とは関係なく宅地も何か売買したみたいです。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい。5番委員。
- 笠間委員 それで、今回のこれは除かれているということですか。その▲いくつですか。
- 向山議長 ああ、あそこの分だけ。
- 三田委員 農地ではないので農地法は関係ないですよ。宅地だから。
- 向山議長 家の分が差し引かれていて▲平方メートルなのかどうなのか。
- 中拂委員 はい。
- 向山議長 はい、3番。
- 中拂委員 あの、宅地として登録されているのだから今回の議案に上がってないってことじゃないですか。
- 向山議長 入ってないってことだね。
- 中拂委員 入ってないってことですよ。
- 事務局(青木) 四角く囲まれている中の物については範囲外となっております。
- 事務局(大原) 赤い部分は宅地なので申請には入っていません。
- 笠間委員 で、この赤い細い線みたいなものは道路。道路がないと出入り出来ないのです。
- 事務局(青木) そこはこのように入っておりますので、この範囲だけ範囲外になっております。
- 笠間委員 で、宅地と道路は▲の中には入っていないということですか。
- 向山議長 あのこれだけ広い農地ですので、黙っていれば勝手にジャングルみたいになります。だけど○○さんがどこまでやれるかこれから見ていかなきゃいけないですけど。少しでも放棄地を解消のために、私は大賛成です。

他に何か、この件につきましてございますか。なければその□□▲番▲の件はよろしいですか。事務局も何かありますか。

事務局(青木) 先ほど説明した通りになります。

向山議長 それでは良いですか。▲番の▲については皆さん良いですか。もう1筆ありますので。一括でね。じゃあ▲番の▲の方。内容は同じでしたよね。この件に関して補足説明をお願いします。

中山委員 はい、8番。

向山議長 はい、8番。

中山委員 また同じく中山です。続きまして同じく〇〇さんからの2件目の申請についての農地法3条の農地権利移動についての地番、□□▲番▲の許可申請についての補足説明をいたします。令和4年5月21日先ほどと同じく3委員、向山さん、中村さん、それから私中山と申請者小坂さん。事務局大原さんと共に現地確認調査、見回りをいたしました。その結果3委員とも、申請通りに異議なしと認めましたので各委員の方も不耕作地解消のためとのことでもありますのでご審議の上よろしくお願い申し上げます。申請地内は雑木の大き木に覆われております。長い間不耕作でございます。農地利用の状況調査は荒廃地です。家庭用水道、農業用水道も埋設はされておられません。申請地は少し傾斜地になっております。海岸から離れており塩害の被害も考えられません。近隣の雨水、土砂、流出も考えられません。少しずつ伐採、開墾、耕耘して野菜、イモ類等を栽培する予定とのこと。最後に申請地の近隣状況については、申請地は農振畑です。北側については農振畑、普通畑。東側については農振畑、普通畑。南側については農振畑。西側については農振畑、普通畑でございます。以上で申請地の補足説明を終わります。委員の皆様方、ご審議の上よろしく申し上げます。終わります。

向山議長 ありがとうございます。ただいまの補足説明につきまして何かございましたら番号と挙手でお願いいたします。

三田委員 ちょっとよろしいですか。6番。

向山議長 はい、6番。

三田委員 あの、後継者はいらっしゃるのですか。直接この許可には関係ないですが後継者がいるのであれば、後継者に農地が行くときにリフレッシュ事業ってありますよね。今あるかどうかはちょっと分からないですが、荒廃地を畑化するのに対してある程度事業費が出ると、そういうのがあるので開発する時にその対象になるのかどうか。確認していただければ少しは安くできるかと思えます。

事務局(青木) そちらはお調べいたします。

向山議長 すみません、ちょっといいですか。言葉ははっきりと大きくおねがいします。

三田委員 はい、分かりました。

向山議長 お願いします。

三田委員 申し訳なかったです。もし後継者がいるのであればこの相続、当人が終わった後、後継者が借り受けてその事業を使うと安く事業、開発する費用に対して多少の補助が出る事業があると思うのですよ。それを上手く活用していただくと農家さんが助かるのかなと、そういうのがありますのでその活用をと。

- 向山議長 前にも活用した人が何人かいます。本人がそういう補助を使いたいのであれば、町の方でそういうのを案内するのはいいことだと思います。
- 三田委員 はい。
- 向山議長 分かりました。ありがとうございます。
- 三田委員 よろしくをお願いします。
- 山本委員 10番、質問。
- 向山議長 はい、10番さん。
- 山本委員 この後継者がいないとダメなのですか。
- 三田委員 いえ、前は貸し借りだけでできました。それが今だと個人で持っている方でも、ある程度開発するという事で許可は下りやすいという話がちょっと聞こえたことがあります。それができなければ、今度は息子さんに後継者がいれば後継者が借りると。親から借りて後継者がその事業を使うという手法はとれると思いますので、多少なりとも支援ができるのではないかなと思った次第です。
- 笠間委員 今の話は初めて聞いたので、できればよく調べて内容を次の会議で教えてもらえますか。
- 中山委員 事務局で調べておいてください。
- 中村委員 今もちろんお話ししたのですが、初めて聞いたというか、いずれにしても親子でそういう関係が結ばれて自由に展開できるなら。そういうことを1つ、お調べ願いたいと思います。
- 事務局(青木) あの本人にもご案内しようと思いますので。ありがとうございます。
- 向山議長 あの他にどなたか何かありますか。ありませんようでしたら採決に入りたいと思います。どうですか。異議なしですか。
- (～異議なしの声 多数～)
- 向山議長 それではただいまの件につきまして採決いたしますので賛成の方は挙手を願います。
- (～全員 挙手～)
- 向山議長 はい、全員賛成ですので、原案のとおり承認いたします。ありがとうございました。続いて日程第2、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□□▲番▲。同じく□□▲番▲。地目は畑で、▲平方メートル、▲平方メートルでございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。賃借の期間は5年。賃借料は年額▲円の設定となっております。利用権を設定する者(貸手)は□□▲丁目▲番▲-▲号。○○。利用権の設定を受ける者(借手)は一般社団法人東京都農業会議となっております。8ページをご覧くださいますと、実際に農地を借り受ける受け手の方の権利関係でございます。□□▲-▲。○○。借り受けの始期ですが、令和4年6月1日で存続期間の終期は令和9年5月31日です。期間は5年の賃借となっております。資料を10ページになりますが、今回の借入れ農地で施設園芸、野菜を栽培する計画です。世帯員は男1名。所有する農機具等ですが、軽トラック、管理機、ユンボ、ホイールローダー、堆肥散布機を所有しており

ます。次のページをご覧くださいますと利用集積計画図の申請図となっております。申請地は□□を□□方面へ進み、□□の手前で□□側に曲がり、▲mほど進んだ左に位置します。以上、農地利用集積計画(案)につきましてご審議いただき、当計画にご了承いただきますよう、よろしく申し上げます。説明は以上です。

向山議長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明内容に関連して、発言のある方は挙手を願います。

これは更新ですよ。

よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手を願います。

(～全員 挙手～)

向山議長

全員賛成です。

続きまして「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

事務局(青木)

はい、本日お手元に資料をお配りいたしました。第62回利用的農業経営顕彰事業の実施についてと2枚目、第42回農業後継者顕彰事業の実施についてとあります。こちら毎年行っているものだと思いますが内容をご確認いただきまして、次回の6月の総会の時に、推薦の候補者がおりましたら推薦していただきますようよろしくお願いいたします。また、何かご不明な点がございましたら事務局にご連絡いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

向山議長

はい、ありがとうございました。その他、ご意見はございますか。何かありましたら無かったら私の方でお話ししたいことがございますので。良いですか。

先月もありましたが、今まで農地の無償譲渡によって発生する税金の話がありましたよね。先月も。これすこし調べたのですが、例え無償譲渡であっても農地の所有者が地価で売却したものとみなされ、得税又は法人税といった税金が課税されることがあります。譲渡所得といった仕組みを悪用して、例えばですよ、悪用して、これは無償で譲渡ですよということでそういうのを悪用するとそういうケースですよ。全国的に多々あると思います。無償ですよってことで。お金は裏で取引というのがよくあるでしょ。だからそういうのを失くすために譲渡証といった仕組みを悪用して租税を不正に逃れようとする人を防ぐために行われる処置ですので。今までは譲受人に注目してよく皆さん話をしますけどね。譲受人ではなく、今度は譲渡人も確認するようにしてください。これは贈与に当たりますので。いくら無償で行っても人に渡す場合でも特別所得として所得税がかけられることがあります。

渡す方も無償だといって渡しても、本当はいくらか裏で金貰ったのではないかと、課税を逃れるための1つとしてそういうのがあります。だから今度は事務局でそういう申請があったら、有償ならいいけど、無償ということで申請があった場合、譲受人、譲渡人ともに税金がかかる可能性がある旨をお伝えいただきたいです。以上です。

事務局(青木)

はい、お伝えします。

向山議長

何か今のことで、良いですか。もう1点良いですか。私も初めて会長を受けたわけです。この農業委員会の会長を受けたら、町の方も色んな組織の役員が半強制的みたいでして、

役を仰せつかうのですよ。町の基本構想とか計画とかあるでしょう。審議委員会とかそういうのも強制的に委嘱されました。2、3日前だったかな。大島町新規就農者支援研修センター運営委員会委嘱状というのが送られてきたのですよ。これでも町長の方からその承諾書ですか、団体名、代表者、大島町新規就農者支援研修センター運営委員会委員に就任を承諾しますという、もう出来役みたいなのが送られてきて署名だけすればいいようになっています。この農業委員会で4月に、農政部会と農地部会とどうしますかということで決めましたよね。農政部会と農地部会を。だから可能であれば農業委員会の会長が明記されないで、農政部会の部会長いるから、普段部会長は他にやることは滅多に出ないのでこういうのに列記して出席したらいいのではないかなと。相談です。皆さんはどうですかね。

笠間委員 いいですか。

向山議長 はい、5番。

笠間委員 それは運営委員会の規約で農業委員会は会長に委託するときめてあるのではないですか。

向山議長 そういう規約を作っているわけですか。

笠間委員 そうじゃないですかね。だからみんなもう名前が変われば新たに任命していくし。だからそれを農政部会長にするのだったら問題ないと思うので、それならその規約を変えてもらって農業委員会については農政部会長に委嘱するように変えてもらわないと。勝手にこちらで「今後は農業委員会会長ではなく農政部会長が出席します。」とは決められないので。

向山議長 一応、ここで皆さんの意見を聞いて、もし皆さんが農政部会の部会長に出てもらおうとか、そういう意見があればそれを町長に打診してもいいわけですので。

事務局(青木) はい。

笠間委員 だから、規約が変わればいいのではないですか。

向山議長 どうですか、皆さん。これは課題として出しているのですよ。その会議に出て何か聞かれて、その場で即決はできません。いくら会長だからって決断することはできません。

五十嵐委員 はい。

向山議長 はい、4番。

五十嵐委員 今会長から言われましたが、今までそう言うシステムが無いので、もう向こうできちっと規約が決まっているならばもう今までの通りの方がいいと思いますよ。そのメンバーに聞いても皆さん現場を踏んでいる方たちじゃないですか。会長が持ち帰って討議するものを、会長が即決できないものを農業委員会の部会長なんて尚更できませんから会長の方がいいと思います。この場所で提議してもダメ。

笠間委員 そこで「農政部会長を出します。」というのは規約に反するから。農業委員会の事務局とその運営委員会の事務局は別。

中山委員 普通はそう。

中拂委員 そちらの事務局も同じくやっているの。

事務局(青木) はい、こちらで運営させていただいております

笠間委員 あっちもこっちもで大変だな。

- 中村委員 私も以前会長を仰せつかったのですが、やはり想像していない役職が色々来ましたね。それでやっているときに私が1番若くて年配の方が多かったのですが、でも何を言っているのだというわけで相手にされないこともありました。でも結果的にはやってみんなに報告出来て良かったと思う節もたくさんありました。だからまあ会長は大変でしょうけど。今言う通りその計画の改定がどうのこうのというのはあちらの事務局と話し合っただけだと思えますよ。
- 向山議長 ありがとうございます。
- 中山委員 大変でしょうけどよろしくお願ひします。
- 向山議長 ありがとうございます。その他、ご意見はございますか。特にないようですので、これをもちまして第2回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員